

人材定着と賃上げ

税理士 嶋 賢治

でも定着して欲しいも
のです。

そのために労働条件
の向上を目指すのは当
然ですが、その一つと
して賃上げが考えられ
ます。

それを税制上後押し
するのが所得拡大促進
税制です。前年より1:
5%以上給与を上げれ
ば税金が安くなる仕組
みになっていて、法人
はもとより個人の所得
税でも活用できます。

どの業界でも人手不
足で、農業や建設業だ
けでなく、近頃のコン
ビニの店員さんまでも
が外国の人だったりし
て驚かされます。

ところでいい人材は
経営上の宝で、そのよ
うない人材はいつま

具体的には、前期と
今期(個人の場合は前
年と今年)の全期間の
各月において給与の支
給を受けた国内雇用人
者をピックアップし、そ
の総支給額が1・5%
以上増加していること
が要件になります。

税法上課税されない通
勤手当も含まれ、いわ
ゆるパートの人でも、
貸金台帳に記載されて
いれば雇用保険に加入
していなくても対象に
なります。

ただし、雇用保険の
高年齢継続被保険者、
短期雇用特例被保険者
及び日雇労働被保険者
は対象外です。

国内雇用人者は使用人
に限られますので、法
人の役員は含まれませ
んし、役員の親族や関
係者も含まれません。

個人の場合は青色事業
専従者や家族従業員を
除外して判断します。

適用要件に達すれば、
前期(個人であれば前
年)より増加した雇
用者給与支給額の15%が
法人税額(個人は所得

税額)から控除されま
す。ただしその期の税
額の20%が上限です。

所得拡大促進税制は
賃上げの15%を国が助
成する制度と言えます。

賃上げ率が2・5%
以上で一定の教育訓練
費の支出があれば、税
額の控除率が15%から
25%へ跳ね上がります。

所得拡大促進税制を
活用するには、中途半
端な時期の賃上げより、
8月決算の医療法人な
ら9月から、個人開業
の先生なら来年1月か
らというように、年度
を意識した賃上げが大
切です。

この際、いい人材の
定着のための賃上げを
考えられてもいいので
はないでしょうか。